

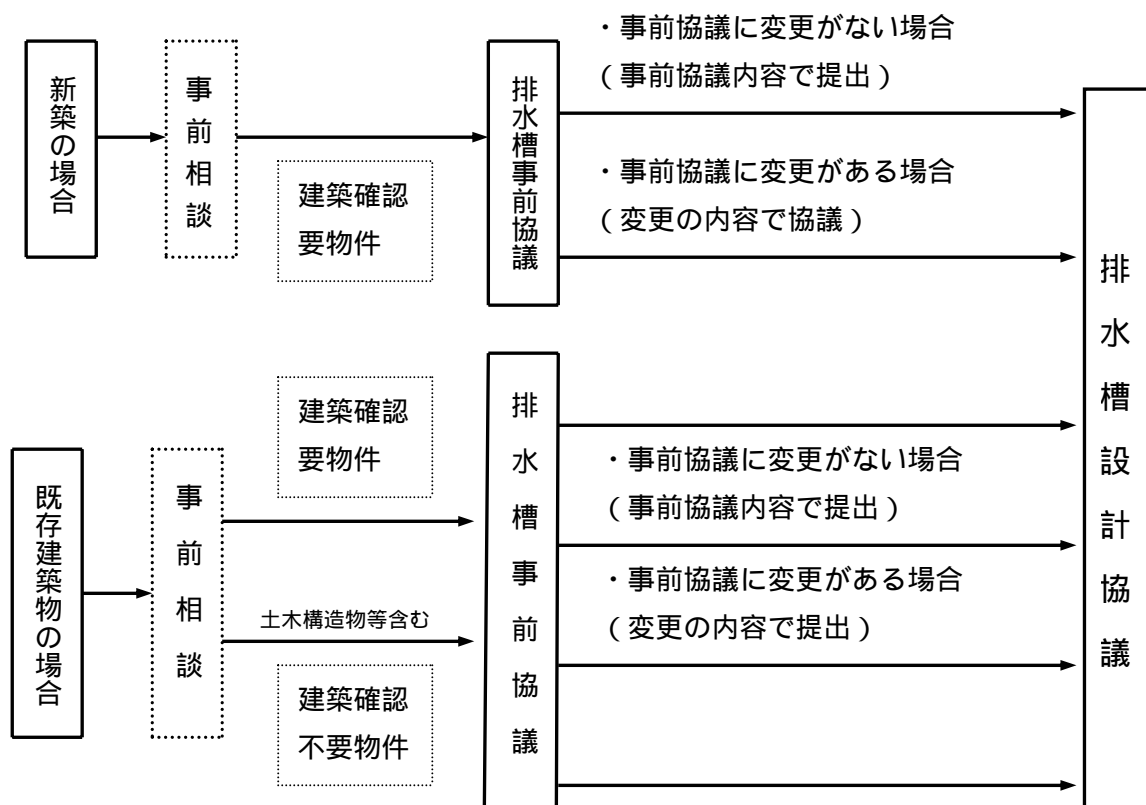
排水槽の事前協議と設計協議について

1. 事前協議（計画設計時点において設計事務所，指定工事業者等から提出）

- (1) 排水槽の事前協議は建築物の計画段階で排水槽の種類，設置数，規模等を決定するものであり，建築確認に先立ち事前に協議をするものである。
(これは，建築物を計画段階で事前協議し排水槽の種類，設置数，規模，必要な機能等を決定し，排水槽を設置するについて必要なこれらの事項を図面化し，工事予定金額に見込む必要がある。また，分流，合流区域別の誤接続に注意する必要がある。)
- (2) 既存建築物の増改築工事で建築確認を要するものについては事前協議を提出すること。
- (3) 建築確認を要しない土木構造物や排水槽単独工事についても計画・設計段階で事前協議を提出すること。
- (4) 建築確認を要さない工事の場合，協議内容により係員の了解を得て事前協議を省略する事が出来る。

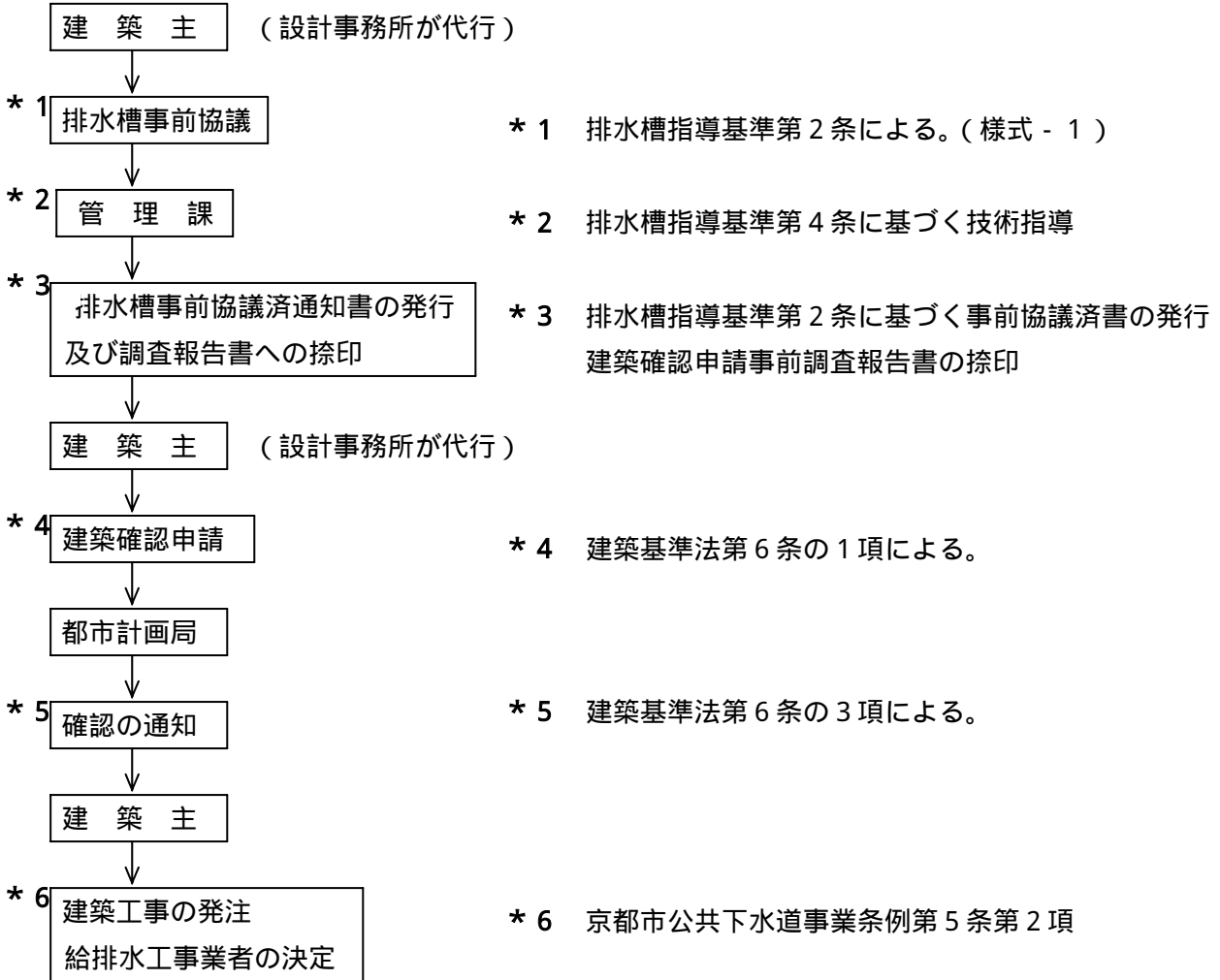
2. 設計協議（排水設備工事確認申請前に指定工事業者等から提出）

- (1) 排水槽の設計協議は排水設備工事確認申請の前に協議すること。
- (2) 新築で排水槽事前協議済みで変更がない場合は，事前協議と同じ内容で提出すること。
- (3) 新築で排水槽事前協議済みで変更がある場合は，変更内容で提出すること。
- (4) 建築確認を要しない土木構造物や排水槽単独工事で事前協議時の内容に変更がない場合は，事前協議の内容で提出し，変更が生ずる場合は変更内容で提出すること。



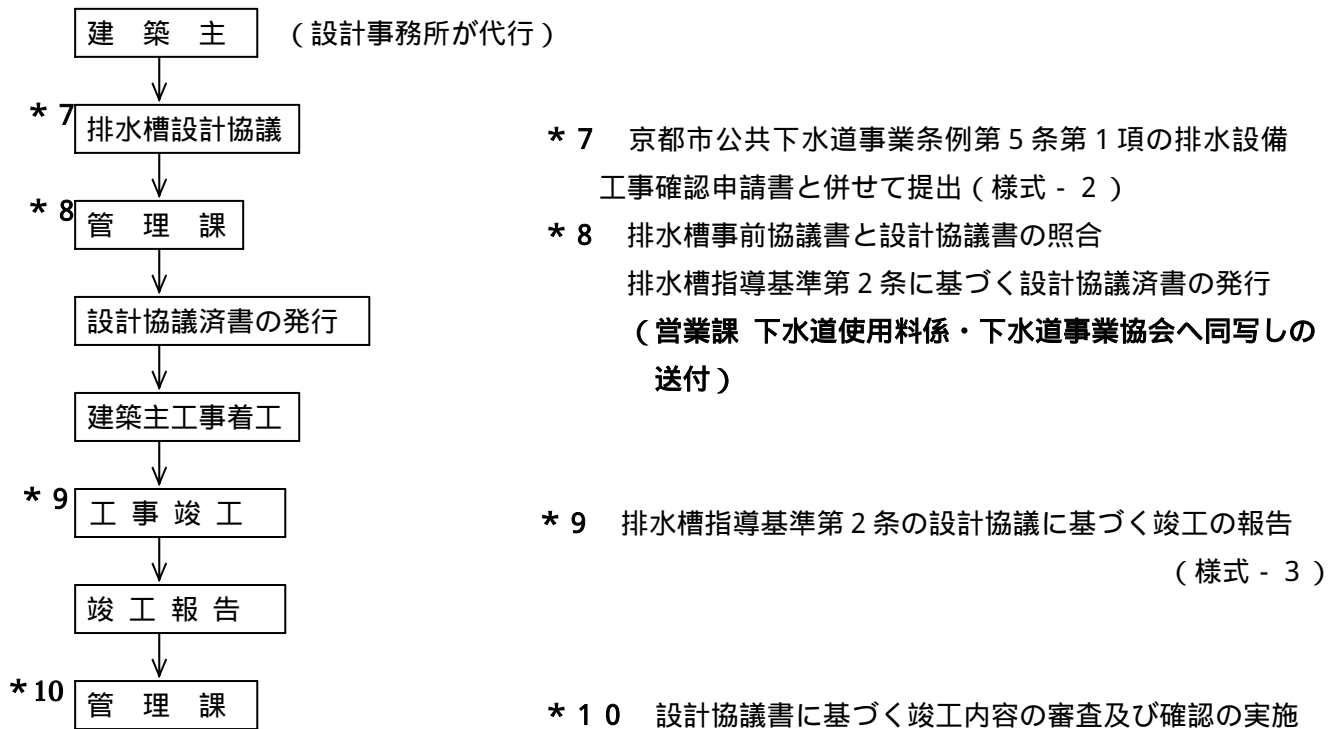
排水槽指導基準協議手続き等のフロー

(建築確認申請関係)



排水槽指導基準協議手続き等のフロー

(排水設備工事関係)



排水槽事前協議申請書類（建築確認申請の前に提出）

目的 設計協議に先立ち計画段階で出来るだけ早い時点で協議を行い必要な施設や機能をチェックし見込む必要があり，計画や協議の手戻りをさける。

（協議に必要な図書） 2部作成

（1）排水槽事前協議申請書（管理課決済用）	（様式1-1）	1部
（2）排水槽事前協議済通知書（業者返却用）	（様式1-2）	1部
		計 2部

（3）添付書類

計算書

- ・排水槽の容量計算書
- ・排水ポンプ能力計算
- ・その他必要な計算書（起動水位及び規程水位計算書）

位置図

- ・付近見取図に位置を明記（住宅地図等）

排水槽の構造図

- ・平面図
- ・断面図（停止水位，起動水位，規程水位の流入管等の寸法を記入したもの）

配管図

- ・平面図
- ・立面図（アイソメ図）

排水ポンプ図面

- ・寸法図（運転可能最低水位等確認できるもの）
- ・適用図（機種選定図）

維持管理概要説明書 別添

その他必要と認める図書

排水槽設計協議申請書類（排水設備確認申請の前に提出）

目 的 設計協議は全ての排水設備に先立ち提出するものとする。

- 1．事前協議で変更のない場合は事前協議内容で指定業者から提出
- 2．事前協議内容で変更のある場合は変更の内容で指定業者から提出
- 3．事前協議のないものは指定業者から提出
- 4．建築確認の必要のないものは指定業者から提出
- 5．事前協議の必要のないものは指定業者から提出

（協議に必要な図書） 2部作成

（1）排水槽設計協議申請書（管理課決済用）	（様式2-1）	1部
（2）排水槽設計協議済通知書（業者返却用）	（様式2-2）	1部
		計 2部

（4）添付書類

計算書

- ・排水槽の容量計算書
- ・排水ポンプ能力計算
- ・その他必要な計算書（起動水位及び規程水位計算書）

位置図

- ・付近見取図に位置を明記（住宅地図等）

排水槽の構造図

- ・平面図
- ・断面図（停止水位，起動水位，規程水位の流入管等の寸法を記入したもの）

配管図

- ・平面図
- ・立面図（アイソメ図）

排水ポンプ図面

- ・寸法図（運転可能最低水位等確認できるもの）
- ・適用図（機種選定図）

維持管理概要説明書 別添

誓約書 別添

事前協議済写し

その他必要と認める図書

排水槽指導基準の協議手続き等

平成2年3月作成

- 1 排水槽の構造及び維持管理に関する指導基準（以下「排水槽指導基準」という。）第2条第1項に定める協議は、排水槽指導基準に定めるもののほか、次に定めるところにより行うものとする。
 - （1）排水槽の実施設計を行う前に、排水槽事前協議申請書（様式 - 1）と排水槽指導基準第3条に定める図書を提出し、事前協議を行う。
 - （2）排水槽の工事着手前に、排水槽設計協議申請書（様式 - 2）と排水槽指導基準第3条に定める図書を提出し、設計協議を行う。

- 2 排水槽の設置者は、排水槽工事竣工後、その工事が前項に定める設計協議に適合するものであることについての竣工報告書（様式 - 3）を速やかに提出するものとする。

* 図書はA4版製本とすること。

附 則

この協議手続き等は、平成2年4月2日から実施する。